

連携中枢都市圏構想に関する Q&A

Q 1 「連携中枢都市圏構想」とは？ その目的は？

A 1 連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備えた中心都市が、近隣の市町村と連携し

- ア 経済成長のけん引
- イ 都市機能の集積・強化
- ウ 生活関連機能サービスの向上

に取り組むことで、人口減少社会にあっても、**一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持**していくことを目的としています。

中心都市（「連携中枢都市」）と近隣の市町村とは、「お互いの強みを活かし、弱みを補って」取り組む事業を柔軟に取り決めて連携します。

【連携中枢都市】の要件

- ①政令指定都市、新中核市（人口 20 万人以上）
※長野市の人口＝約 38 万人
- ②昼夜間人口比率おおむね「1」以上（昼間人口 \geq 夜間人口）
※長野市の昼夜間人口比率＝1.0425（H22 国勢調査）

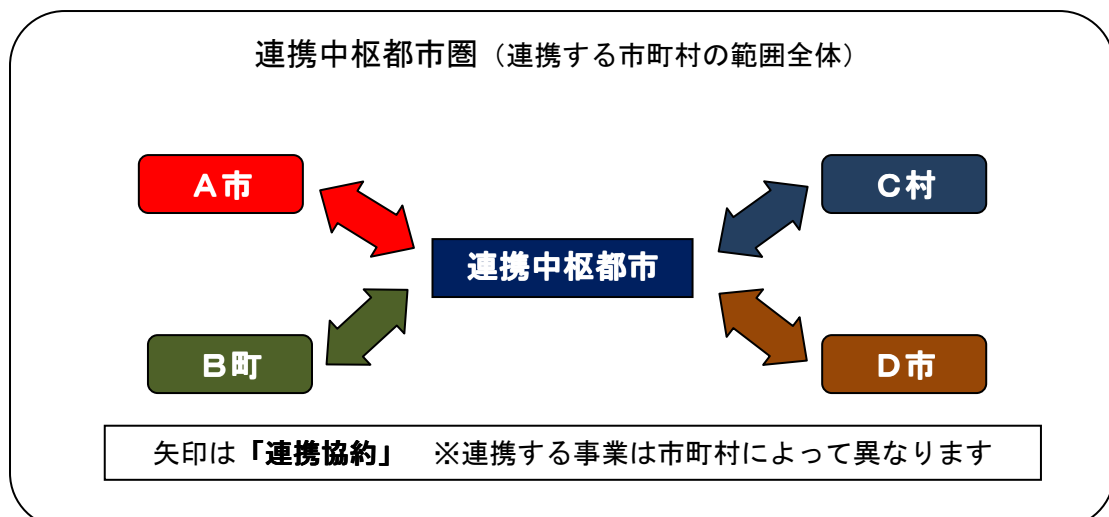
Q 2 「連携協約」とは？

A 2 平成 26 年 5 月の改正地方自治法に盛り込まれた、「新たな広域連携」の制度で、連携する内容を自由に協議し、連携中枢都市と連携する市町村とが**1対1で協約を締結**するものです。（連携協約の締結と呼びます）

連携協約を締結することは、連携する市町村間で政策合意を行い、その政策を実行する義務を負うことになり、圏域として政策を継続的かつ安定的に推進できるようになります。

なお、連携協約の締結には連携する市町村それぞれの**議会の議決が必要**となります。

【連携中枢都市圏のイメージ】



Q 3 連携中枢都市圏構想（連携協約による「新たな広域連携」）の特長は？

A 3 連携協約による「新たな広域連携」の主な特長は以下のとおりです。

- ①政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能であり、**自治体の独自性を担保しつつ政策を共有**できます。
- ②一部事務組合や広域連合は、構成自治体とは別の地方公共団体であるのに対し、連携協約を締結した自治体自らの事業として**迅速に連携**することができます。
- ③1対1で連携協約を締結するため、自治体ごとに異なる事業で**柔軟に連携**することができます。
- ④議会の議決を必要とするため、**継続的に安定した連携**が図れます。そのため、企業等も安心して事業に参加することができます。

Q 4 連携中枢都市圏を形成するメリットは？

A 4 Q3の特長を活かして連携すると

- ◆ 連携する自治体の政策の効果が、圏域内で相乗的に高まる
- ◆ 単独ですべての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」から脱却できる

ようになることで、連携する自治体の独自性を担保しつつ、**圏域住民全体のサービスの向上・福祉の増進**につながり、**より住みやすく魅力的な地域を創生**することができるものと考えています。

Q 5 国からの財政支援はありますか？

A 5 次のような国からの財政支援があります。

【連携中枢都市（長野市）に対して】

取組内容	財政措置項目	財政措置内容
ア 経済成長のけん引 イ 都市機能の集積・強化	普通交付税	圏域の人口に応じて算定 圏域人口が75万の場合、約2億円 ⇒ 長野圏域は 約1億5千万円
ウ 生活関連機能サービスの向上	特別交付税	年間1.2億円程度を基本 として、 県域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定し、事業費を勘案して算定

【連携する市町村（長野市を除く）に対して】

取組内容	財政措置項目	財政措置内容
ウ の取組に加え、アとイに資する取組	特別交付税	1市町村あたり年間1,500万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定

Q 6 中心市だけが発展し人口が集中（周辺地域が衰退）しませんか？

A 6 地域の中核都市である長野市が圏域の経済をけん引していくことは、長野市の発展はもとより、近隣市町村への波及効果を通じて圏域内の経済循環が高まり、**圏域全体の活性化や魅力の向上**につながるものと考えます。

圏域全体が活性化しその魅力を高めることは、大都市圏への人口流出を抑えるダムとして機能するとともに、近隣市町村が独自に行う事業（例えば産業振興や移住・交流促進事業等）においても有利になるものと言えます。

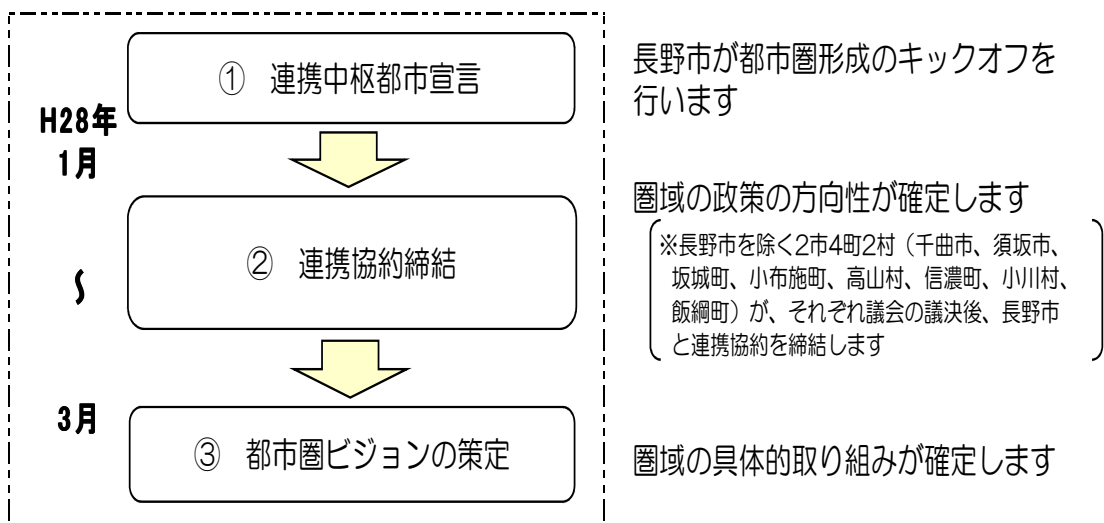
Q 7 合併への布石ではないのですか？

A 7 国が定めた要綱において、「市町村合併を推進するためのものではない（第1条）」と明記されています。

むしろ、**合併によらず市町村の独自性を担保**しつつ、圏域の活性化と地域の実情に応じた住民サービスの維持・充実を図るため、柔軟な連携ができる仕組みとなっています。

Q 8 これからどんな流れで進められるのですか？

A 8 当面は、下表の順に進められます。



【お問い合わせ先】

千曲市企画政策部総合政策課 TEL : 026-273-1111 FAX : 026-273-8787